



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月7日火曜日 第1616号

◇ 目次 ◇

規 則

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則.....1203

告 示

西条市の人口.....1206
 不健全な図書類等の指定.....1206
 医師の指定.....1207
 土地改良区の定款変更の認可（16件）.....1207
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1208
 道路の区域変更（県道波方環状線）.....1208
 道路の供用開始（ " ）.....1209
 道路の区域変更（県道松山北条線）.....1209
 道路の供用開始（ " ）.....1209
 道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....1209
 道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....1210

道路の供用開始（ " ）.....1210
 道路の供用開始（一般国道380号）.....1210
 開発行為に関する工事の完了.....1210
 道路の位置の指定.....1211

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1211
 平成17年度及び平成18年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1211

地方労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正.....1215

規 則

○愛媛県規則第60号

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則

愛媛県県民文化会館使用規則（昭和60年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1メインホールの部を次のように改める。

メ	入場料が無料の場合	平日	ホール全体を使用する場合	51,580	86,750	114,890	234,460
			1階席のみを使用する場合	36,110	60,720	80,420	164,120
		祝日等	ホール全体を使用する場合	61,900	104,100	137,870	281,350
			1階席のみを使用する場合	43,330	72,860	96,500	196,940
イ	入場料の最高額が1,050円未満の場合	平日	ホール全体を使用する場合	67,050	112,780	149,360	304,800
			1階席のみを使用する場合	46,940	78,940	104,550	213,360
		祝日等	ホール全体を使用する場合	80,470	135,330	179,230	365,760
			1階席のみを使用する場合	56,330	94,720	125,450	256,020
ホ	入場料の最高額が1,050円以上3,150円未満の場合	平日	ホール全体を使用する場合	82,530	138,800	183,820	375,140
			1階席のみを使用する場合	57,780	97,150	128,670	262,590
		祝日等	ホール全体を使用する場合	99,040	166,560	220,590	450,160
			1階席のみを使用する場合	69,330	116,580	154,400	315,100

ル	入場料の最高額が3,150円以上の場合	平日	ホール全体を使用する場合	103,160	173,500	229,780	468,920
			1階席のみを使用する場合	72,220	121,440	160,840	328,240
		祝日等	ホール全体を使用する場合	123,800	208,200	275,740	562,700
			1階席のみを使用する場合	86,660	145,720	193,000	393,880

別表第1会議室の部特別会議室の項使用料の欄中「

63,120	84,160	84,160	175,330
--------	--------	--------	---------

」を「

11,380	15,170	15,170	31,600
--------	--------	--------	--------

」に改め、同部テレビ会議室の項を次のように改める。

第7会議室	テレビ会議システムを使用しない場合	5,140	6,850	6,850	14,270
	テレビ会議システムを使用する場合	2時間まで 2,380円 2時間を超える1時間までごとに 1,190円			

別表第1会議室の部第7会議室の項の次に次のように加える。

第8会議室	円卓を使用しない場合	31,560	42,080	42,080	87,660
	円卓を使用する場合	63,120	84,160	84,160	175,330

別表第1注6及び8中「テレビ会議室」を「第7会議室においてテレビ会議システムを使用する場合」に改める。
様式第1号(裏)を次のように改める。

(裏)

区分	月日()			月日()			月日()			区分	月日()			月日()			月日()																			
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間																	
メ イ ン ホ ル 関 係	ホール全体																			関 係	第 23 楽屋															
	1階席のみ																				第 24 楽屋															
	第 1 楽屋 (浴室付)																				第 25 楽屋															
	第 2 楽屋 (浴室付)																				第 26 楽屋															
	第 3 楽屋																				第 27 楽屋															
	第 4 楽屋																			多 目 的 ホ ー ル	ホール全体															
	第 5 楽屋																				分割して 広い部分															
	第 6 楽屋																				分割して 狭い部分															
	第 7 楽屋																				第 1 リハーサル室															
	第 8 楽屋																			リ ハ ー サ ル 室	第 2 リハーサル室															
	第 9 楽屋 (浴室付)																				第 3 リハーサル室															
	第 10 楽屋 (浴室付)																				第 4 リハーサル室															
	第 11 楽屋																				特別会議室															
	第 12 楽屋																			会 議 室	第 1 会議室															
	第 13 楽屋																				第 2 会議室															
	第 14 楽屋																				第 3 会議室															
第 15 楽屋																			第 4 会議室																	
第 16 楽屋																			第 5 会議室																	
サブホール																			第 6 会議室																	
第 17 楽屋 (浴室付)																			サ ブ ホ ー ル	第 7 会議室 (テレビ会議システム不使用)																
第 18 楽屋 (浴室付)																				第 7 会議室 (テレビ会議システム使用)																
第 19 楽屋 (浴室付)																			ホ ー ル	第 8 会議室 (円卓不使用)																
第 20 楽屋 (浴室付)																				第 8 会議室 (円卓使用)																
第 21 楽屋 (浴室付)																				附属設備及び備品																
第 22 楽屋 (浴室付)																			(備考)																	

注 リハーサル又は準備に使用するときは準を、本番に使用するときは本を、整理に使用するときは整を、それぞれ記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県県民文化会館使用規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県県民文化会館使用規則様式第1号の規定による申請書は、新

規則様式第1号の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第2393号

西条市、東予市、周桑郡小松町及び同郡丹原町を廃し、その区域をもって西条市を設置した後の西条市の人口は、114,548人である。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2394号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	16 070	かも〜ん VOL.7	12月号増刊	(株)英和出版社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 071	め・き・ら♡ VOL.19	12月号	(株)英和出版社	
"	16 072	恥辱倶楽部 巨乳マニアックス Vol.1	12月号増刊	(株)コアマガジン	
"	16 073	ごっくんDX vol.9	12月号増刊	(有)セントラル出版	
"	16 074	Poroon vol.8	12月号	(株)ダイアプレス	
"	16 075	チョベリグ!! 写真集5	12月号増刊	(株)東京三世社	
"	16 076	ナマしてッ!!!いよ♡ vol.17	12月号	マイウェイ出版(株)	
"	16 077	濡れごろガールズ	VOL.2	マイウェイ出版(株)	
"	16 078	制服ノスタルジア VOLUME01	12月号増刊	(株)MAX CORPORATION	
"	16 079	do-up! Vol.016	1月号	(株)MAX CORPORATION	
"	16 080	mo'girl VOL.06	12月号	(株)MAX CORPORATION	
"	16 081	熟女ものがたり Vol.16	1月号	(株)茜新社	
"	16 082	TENMA VOL.079	12月号	(株)茜新社	
"	16 083	零MAX	12月号増刊号	(株)一水社	
"	16 084	COMIC 美熟Angel VOL.2	12月号増刊	平和出版(株)	
ビデオテープ	16 085	愛情絵日記 長瀬愛	iy-01	channel V	
"	16 086	素人の穴③ (仮名)鈴木あゆみ 20才 OL	素-3	不 明	
"	16 087	P.C.Sport 27 みほ		Hybrid	

"	16 088	祭 秋の夜空に打ち上がるエロオナナの三尺玉	T S V - 12	T & S マ ガ ジ ン 社
"	16 089	若妻の交尾 6	W O B - 022	ジ ュ エ ル
"	16 090	若妻の習性 I 出演 桜井あい	O K K - 001	奥 様 ク ラ ブ
D V D	16 091	サマンサ 美竹涼子 V o l . 2	X V - 179	(株) マ ッ ク ス ・ エ ー
"	16 092	DOCUMENT 片瀬茉莉奈	R B N - D016	(株) メ デ ィ ア バ ン ク

○愛媛県告示第2395号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
音声、言語・呼吸器機能障害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	野 元 正 弘	東温市志津川	平成16年12月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団 済生会今治病院	貞 本 泰 孝	今治市喜田村七丁目1番6号	"
視 覚 障 害	眼 科	愛媛労災病院	堀 内 良 紀	新居浜市南小松原町13番27号	"
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人誠志会砥部病院	岡 芳 久	伊予郡砥部町麻生40番地1	"
肢体不自由・音声、言語又はそしゃく機能障害	神 経 内 科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	城 戸 知 子	東温市横河原366番地	"

○愛媛県告示第2396号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市国安土地改良区（新名称・西条市国安土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2397号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市吉岡土地改良区（新名称・西条市吉岡土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2398号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市北条土地改良区（新名称・西条市北条土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2399号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市周布土地改良区（新名称・西条市周布土地改

良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2400号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市明理川土地改良区（新名称・西条市明理川土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2401号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市壬生川土地改良区（新名称・西条市壬生川土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2402号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東予市大新田土地改良区（新名称・西条市大新田土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市三津屋土地改良区（新名称・西条市三津屋土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市喜多台土地改良区（新名称・西条市喜多台土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市河原津土地改良区（新名称・西条市河原津土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市楠河土地改良区（新名称・西条市楠河土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市周布開田土地改良区（新名称・西条市周布開田土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市三芳土地改良区（新名称・西条市三芳土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市庄内土地改良区（新名称・西条市庄内土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉井土地改良区（新名称・西条市吉井土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2412号

西条市吉井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長溝地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市円海寺土地改良区（新名称・西条市円海寺土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長溝地区）変更計画書の写し
- (2) 西条市吉井土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年12月8日から平成17年1月12日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第2413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市円海寺土地改良区（新名称・西条市円海寺土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	波方環状線	越智郡波方町大字波方字岡北甲147番4から 同字甲223番4まで	旧	メートル 9.2~10.1	キロメートル 0.046	
			新	11.9~12.0	0.046	

"	"	越智郡波方町大字波方字岡北甲227番3から 同字甲248番7まで	旧	9.8~12.0	0.053	
			新	11.5~12.0	0.053	

○愛媛県告示第2414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	波方環状線	越智郡波方町大字波方字岡北甲147番4から 同字甲223番4まで	平成16年12月7日
"	"	越智郡波方町大字波方字岡北甲227番3から 同字甲248番7まで	"

○愛媛県告示第2415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山北条線	松山市祝谷三丁目82番4から 同市祝谷三丁目乙10番4まで	旧	メートル 4.3~13.8	キロメートル 0.047	
			新	11.5~14.8	0.047	

○愛媛県告示第2416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山北条線	松山市祝谷三丁目82番4から 同市祝谷三丁目乙10番4まで	平成16年12月7日

○愛媛県告示第2417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	粟井浅海線	北条市久保字家ノ後42番1から 同市常竹字三町場甲371番まで	旧	メートル 6.0~10.0	キロメートル 0.580	
			新	7.4~17.2	0.580	

○愛媛県告示第2418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川1982番2地先から 同大字1955番6まで	旧	メートル 4.5～9.4	キロメートル 0.240	
			新	14.0～27.6	0.240	

○愛媛県告示第2419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川1982番2地先から 同大字1955番6まで	平成16年12月7日

○愛媛県告示第2420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字寺村2273番から 同大字1499番5まで	平成16年12月21日

○愛媛県告示第2421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局建（開）第11号 平成16年11月24日	北条市辻字下中溝455番1、456番1及び456番3	松山市西垣生町447番地1 有限会社 伊予不動産 代表取締役 中 矢 龍 一
16西局丹土（開）第12号 平成16年11月25日	東予市壬生川81番4、82番1、82番5、85番1及び81番4地先水路	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社 ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義
16松局伊土検（開）第38号 平成16年11月26日	伊予郡松前町大字筒井字金平610番1及び610番4	伊予郡松前町大字北黒田508番地2 武 井 孝 博 松山市立花二丁目3番29号 あおぞら土地 大 西 正 樹
16松局伊土検（開）第39号 平成16年11月26日	伊予郡松前町大字上高柳字外池514番1及び514番5	伊予郡松前町大字上高柳514番地2 井 上 晋

○愛媛県告示第2422号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市土居町野田乙 816 番 1

2 申請人の住所氏名

四国中央市土居町上野1189番地 3

有限会社尾藤工務店

代表取締役 尾藤 元文

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月24日	NPO法人 能島の里を発展させる会	矢野 均	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪57 25番地	この法人は、豊潤な瀬戸内海の自然の保全・活用を広め、人と自然との調和に努めながら、文化的・精神的・経済的に豊かな生活の確立を図ることを目的とする。

○公 告

平成17年度及び平成18年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成16年12月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者

(1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を複雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支

配人その他の使用人として使用した者

2 資格

(1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。

3 申請の時期

平成17年1月4日（火）から31日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知

(1) 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2595

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。

5 資格の効力

資格は、平成17年度及び平成18年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

6 平成19年度及び平成20年度の資格審査

平成19年度及び平成20年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成18年12月に公示

を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2595

別表(4関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県西条地方局産業経済部四国中央林業課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896-23-2393	四国中央市
愛媛県西条地方局産業経済部林業課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1313	新居浜市及び西条市(旧西条市)
愛媛県西条地方局産業経済部丹原林業課 〒791-0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898-68-7438	西条市(旧東予市及び旧周桑郡)
愛媛県今治地方局産業経済部林業課 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-25-2193	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局産業経済部林業課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-932-5934	松山市、伊予市、北条市、東温市、温泉郡及び伊予郡
愛媛県松山地方局産業経済部久万林業課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万町571番地1 電話番号 0892-21-1265	上浮穴郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部大洲林業課 〒795-8504 大洲市田口甲425-1 電話番号 0893-24-4131	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部林業課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-2031	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部西予林業課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894-62-1134	西予市
愛媛県宇和島地方局産業経済部林業課 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-3163	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局産業経済部御荘林業課 〒798-4194 南宇和郡愛南町平城3048 電話番号 0895-72-0931	南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

地方労働委員会告示

○愛媛県地方労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成16年11月26日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月7日

愛媛県地方労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

表以外の部分中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

表本庁の項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「総務課」を「企画総務課」に改め、「財務課」を「経営管理課」に改め、表水管理センターの項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「、管理監」を削り、「センター長」の下に「、水質管理担当調整監、専門監」を加え、表本庁の項の次に次のように加える。

水道サービス課	課長、専門監、主幹
---------	-----------

